

### (Ⅲ) 地域作物支援地区推進事業

#### 第1 趣旨

要綱別表第5のⅢの地域作物支援地区推進事業は、要綱に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

#### 第2 事業の構成

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業の内容等は、それぞれ別記1～別記3に定めるとおりとする。

- 1 国内産いもでん粉高品質化推進事業 (別記1)
- 2 種ばれいしょ産地育成支援事業 (別記2)
- 3 ジャガイモシロシストセンチュウ発生対応ばれいしょ増産農業機械等リース事業 (別記3)

(別記1)

## 1 国内産いもでん粉高品質化推進事業

### 第1 事業内容

国内産いもでん粉高品質化推進事業の具体的内容は次に掲げるものとし、事業実施主体は、必要に応じてこれらを適宜選択して実施できるものとする。

#### 1 でん粉原料用いもの適正生産技術の確立

でん粉原料用いも（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。）第33条の指定地域の区域内において生産されるでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょをいう。以下同じ。）の生産の安定化及び低コスト化のための栽培技術を確立する取組とする。

#### 2 国内産いもでん粉の高品質化製造技術等の確立

高品質の国内産いもでん粉（でん粉原料用いもを原料として国内で製造されるでん粉をいう。以下同じ。）の製造・加工技術を確立する取組又は高品質の国内産いもでん粉を活用した新商品の開発に関する取組とする。

#### 3 でん粉工場廃棄物の有価物化技術の確立

国内産いもでん粉製造施設から排出される廃棄物を有価物化する技術を確立する取組とする。

#### 4 品質管理機器の整備

国内産いもでん粉の品質の向上や衛生管理の高度化のための品質管理機器及びソフトウェアの導入又はでん粉原料用いもの品質の向上や安定化のための品質管理機器及びソフトウェアの導入を実施する。

### 第2 事業実施主体

要綱別表5のⅢに掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすこととする。

1 要綱別表5のⅢの事業実施主体欄の6又は8の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

2 要綱別表5のⅢの事業実施主体欄の6の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

### 第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とする。事業実施計画の承認を受けた事業の実施については、承認を受けた当該年度の単年度実施とする。

#### 第4 事業の成果目標

- 1 要綱第4の生産局長等が別に定める成果目標は、事業実施主体が、選択する事業内容に沿った目標を設定するものとする。
- 2 事業実施主体が事業実施計画に設定する成果目標の年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 第5 事業実施手続

##### 1 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、要綱第5の1の(1)に基づき地域作物支援地区推進事業の事業実施計画（以下「地区推進事業計画」という。）を、別記様式第1号により作成し、地方農政局長（主に事業を実施する区域が北海道にある場合は北海道農政事務所を経由して政策統括官、沖縄県にある場合は内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 地区推進事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、本要領第5の2の(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 補助事業費の3割を超える増減

##### 2 事業の承認

- (1) 地方農政局長は、要綱別表5のⅢの事業の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、要綱第5の2の地区推進事業計画の承認を行うものとする。

ただし、別に定める地域作物支援地区推進事業公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画書については、当該承認を受けたものとみなす。

- (2) 地方農政局長は、(1)により地区推進事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

##### 3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じ

て事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第6 助成

### 1 補助対象経費

補助対象経費は、事業に直接要する別記4の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

また、その経理に当たっては、別記4の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

#### ア でん粉原料用いもの適正生産技術の確立

でん粉原料用いもの適正生産技術を確立するための取組を実施する上で必要となる経費であって、新品種又は新技術を導入・普及するための実証展示ほ場の設置に係る借上費、技術検討会や講習会を開催するための会場借料、専門家等の委員旅費・謝金、技術の確立に必要な研究又は実証の取組の一部分に係る委託費、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

#### イ 国内産いもでん粉の高品質化製造技術等の確立

国内産いもでん粉の高品質化製造技術等を確立するための取組を実施する上で必要となる経費であって、でん粉製造・加工技術の実証試験や国内産いもでん粉を活用した加工品の開発に要する原材料費、製造設備

等の借上経費、技術の確立に必要な研究又は実証の取組の一部分に係る委託費、分析費等を対象とする。ただし、製造設備等の整備費は、本事業では補助の対象としない。

#### ウ でん粉工場廃棄物の有価物化技術の確立

でん粉工場廃棄物の有価物化技術の確立のための取組を実施する上で必要となる経費であって、当該技術の実証装置や設備の借上費、原材料費、分析費、技術の確立に必要な研究又は実証の取組の一部分に係る委託費等を対象とする。

#### エ 品質管理機器の整備

国内産いもでん粉の品質の向上や衛生管理の高度化、でん粉原料用いもの品質安定化に資する品質管理機器及びソフトウェアの導入に要する経費を対象とする。

### 2 次の取組は、国の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉の品質向上や安定的生産の推進を主目的としない取組
- (3) 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- (4) 販売促進のためにPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催
- (5) 1件当たりの取得価格が50万円以上の備品、器具等を取得する取組

3 2の(5)の規定にかかわらず、50万円以上の備品を取得する取組のうち1のエの品質管理機器及び政策統括官が特に必要と認めたものについては、本事業の補助対象とすることができる。

## 第7 事業実施状況等の報告

### 1 事業実施状況の報告

要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の7月末までに事業の結果及び成果等について、別記様式第4号により地方農政局長に報告するものとする。

### 2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長は、1の地区推進事業の実施状況報告の内容について検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときには、事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

### 3 収益納付

(1) 要綱別表 5 のⅢの事業内容に掲げる 1 の (2) の事業を実施し、本事業終了の翌年度から起算して 5 年の間において、補助事業の成果による収益が生じた場合は、事業実施主体は毎年度別記様式第 5 号により収益の状況を記載した収益状況報告書を報告に係る年度の翌年度の 6 月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

なお、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により相当の収益を得たと認められる場合には、原則として毎会計年度の当該収益額に、当該知的財産権等の取得に係る事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た値を乗じて得た額を、国庫に納付するものとする。

(3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、当該知的財産権等に係る事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

## 第 8 事業の評価

1 要綱第 7 の 1 に基づく事業実施主体による事業評価及びその報告は、別記様式第 6 号により、目標年度の翌年度の 7 月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

2 要綱第 7 の 2 に基づく地方農政局長による評価は、要綱第 7 の 1 に規定する事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

3 地方農政局長は、要綱第 7 の 1 により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第 7 号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

4 地方農政局長（政策統括官を除く。）は、政策統括官に対し、検討会開

催後速やかに評価結果を報告するものとする。

- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第7号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長（政策統括官を除く。）は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを政策統括官に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

(別記2)

## 2 種ばれいしょ産地育成支援事業

### 第1 事業内容

種ばれいしょ産地育成支援事業の具体的内容は次に掲げるものとする。

#### 1 新たな種ばれいしょ産地の形成

種ばれいしょの安定供給体制の確立に向けた検討会及び説明会の開催、先進地調査等に係る費用を助成対象とする。

#### 2 種ばれいしょ生産技術の習得

種ばれいしょ生産技術の習得に必要な研修会の開催に係る費用、技術習得のための研修受講にかかる経費、技術指導に要する経費、栽培マニュアルの作成にかかる費用等を助成対象とする。

#### 3 種ばれいしょの実証栽培

実証ほの設置・運営費用、技術指導費、追加的に必要となる肥料や農薬等の生産資材の掛かり増し費用を助成対象とする。

#### 4 種ばれいしょ生産に向けた環境整備

種ばれいしょほ場の環境整備のための費用や、周辺農家への説明会開催費用等を助成対象とする。

### 第2 事業実施主体

要綱別表5のⅢに掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすこととする。

1 要綱別表5のⅢの事業実施主体欄の6又は8の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

2 要綱別表5のⅢの事業実施主体欄の6の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

### 第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とする。事業実施計画の承認を受けた事業の実施については、承認を受けた当該年度の単年度実施とする。

### 第4 事業の成果目標



## 1 成果目標

要綱第4の生産局長等が別に定める成果目標は、次に掲げる目標から1つ設定することとする。

- (1) 新たな種ばれいしょ産地を1つ以上形成
- (2) ジャガイモシストセンチュウ抵抗性又は用途に応じた加工適性を有する品種の種ばれいしょの作付面積を5ポイント以上増加。
- (3) 種ばれいしょの生産技術を指導できる者を2名以上育成。
- (4) 新たに種ばれいしょ生産を始める者を1名以上育成。
- (5) 種ばれいしょの作付面積を1%以上増加。

## 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

## 3 事業の対象地域

事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第33条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。

## 4 事業実施計画の承認基準

- (1) 事業実施計画内容が、1の成果目標に沿っているものであること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- (3) 事業実施地区が指定地域のうち北海道の区域内にあること。
- (4) 取組の内容が、北海道又は事業実施地区が所在する市町村と連携したものであること。
- (5) 次に掲げる項目を満たすこと。
  - ア 取組の内容が事業の趣旨に合致したものであること。
  - イ 取組の内容が受益地域において重要なものであること。
  - ウ 事業実施主体が種ばれいしょの生産を行うことが確実と見込まれること。

## 第5 事業実施手続

### 1 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、要綱第5の1の(1)に基づき地域作物支援地区推進事業の事業実施計画（以下「地区推進事業計画」という。）を、別記様式第1号により作成し、北海道農政事務所を經由して政策統括官に提出するものとする。
- (2) 地区推進事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、本要領第5の2の(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 補助事業費の3割を超える増減

## 2 事業の承認

(1) 政策統括官は、要綱別表5のⅢの事業の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、要綱第5の2の地区推進事業計画の承認を行うものとする。

ただし、別に定める地域作物支援地区推進事業公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画書については、当該承認を受けたものとみなす。

(2) 政策統括官は、(1)により地区推進事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

## 3 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、政策統括官の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、北海道農政事務所を經由して、政策統括官に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 政策統括官は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第6 助成

## 1 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記4に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記4の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

## 2 次の取組は、本事業の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業により実施中又は実施予定となっている取組
- (2) 産地の収益力の向上を主目的としない取組
- (3) 農畜産物の生産費補填（生産技術の取得及び実証栽培に係るものを除く）、販売価格支持又は所得補償
- (4) 販売促進のためのPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催
- (5) 1件当たりの取得価格が50万円以上の備品、器具等を取得する取組

3 2の(5)の規定にかかわらず、地域全体で取り組む種ばれいしょ産地の育成に必要となる50万円以上の備品を取得する取組のうち政策統括官が特に必要と認めたものについては、本事業の補助対象とすることができる。

## 第7 事業実施状況等の報告

### 1 事業実施状況の報告

要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の7月末までに事業の結果及び成果等について、別記様式第4号により、北海道農政事務所を経由して政策統括官に報告するものとする。

### 2 事業の実施状況に対する指導

政策統括官は、1の地区推進事業の実施状況報告の内容について検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときには、事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

## 第8 事業の評価

1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業評価及びその報告は、別記様式第6号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、北海道農政事務所を経由して政策統括官に報告するものとする。

2 要綱第7の2に基づく政策統括官による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うも

のとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

- 3 政策統括官は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第6号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 政策統括官は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。  
なお、公表は、別記様式第7号により行うものとする。

- 5 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、政策統括官は当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させるものとする。

- 6 政策統括官は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

(別記3)

### 3 ジャガイモシロシストセンチュウ発生対応ばれいしょ増産農業機械等リース事業

#### 第1 事業の内容

本事業は、ジャガイモシロシストセンチュウ発生に伴うばれいしょの減産に対応した増産等に資するため、次に掲げる農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とリース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）する際の農業機械等の導入に必要な経費を助成するものとする。

##### 1 ばれいしょ生産に係る農業機械等

- (1) ソイルコンディショニング施工機（ベッドフォーマー、セパレータ）
- (2) プランター
- (3) ブームスプレーヤ
- (4) 茎葉裁断機
- (5) ハーベスタ
- (6) 粗選別機
- (7) 移動式車両洗浄機
- (8) 乗用トラクター

ただし、乗用トラクターを導入する場合は、以下に掲げる要件を全て満たす場合とする。

ア 専ら、ばれいしょの生産に使用すること。

イ (1) から (5) までに掲げる農業機械をけん引するためのものであり、当該機械とともに導入すること。

ウ 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

エ 乗用トラクター規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

##### 2 ばれいしょの生産に係るその他の農業機械等

1に定める農業機械等のほか、地域の実情及び要綱第1の政策目的を達成する観点から、ばれいしょの生産に係る農業機械等のうち政策統括官が特に必要と認めたもの。

#### 第2 事業実施主体

要綱別表5のⅢに掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすこととす

る。

- 1 要綱別表 5 のⅢの事業実施主体欄の 7 又は 8 の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- 2 要綱別表 5 のⅢの事業実施主体欄の 7 の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

### 第 3 事業実施期間

本事業の実施期間は、当該事業の交付決定を行った日から平成30年 3 月31日までの期間とする。

### 第 4 事業の実施要件

#### 1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から 1 つ以上設定することとする。

- (1) 受益地区において、作付面積を 1 %以上増加
- (2) 受益地区において、10a当たり収量を 2 %以上増加

#### 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 3 事業の対象地域

事業の対象地域は、次の (1) 及び (2) を満たす地域とする。

- (1) 事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第33条第 1 項の指定地域をいう。）のうち北海道の区域内にあること。
- (2) 事業実施地区がジャガイモシロシストセンチュウの発生市町村又は当該発生市町村の周辺市町村又は当該発生市町村にあるばれいしょ加工施設に生産物を搬入している若しくは搬入する見込みのある市町村にあること。

#### 4 事業実施計画の承認基準

要綱別表の採択要件欄に掲げる政策統括官が別に定める承認基準は次のとおりとする。

- (1) 取組の内容が、北海道又は市町村と連携したものであること。
- (2) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 取組の内容が、受益地区において重要なものであること。
- (4) 受益戸数が 3 戸以上であること。ただし、事業参加者が事業開始後に

やむを得ず3戸に満たなくなつた場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるよう努めるものとする。

- (5) 事業の対象となる農業機械等は、既存の農業機械等の代替として同種・同能力のものを再度導入する場合（いわゆる更新と見込まれる場合）ではないこと。
- (6) 事業の対象となる農業機械等は、減価償却期間がおおむね5年以上であること。
- (7) 事業の対象となる農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適正であること。
- (8) 助成対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。
- (9) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められること。
- (10) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (11) 事業の助成対象は、1事業あたり50万円以上であり、動産総合保険等の保険に加入すること。
- (12) 前項の(2)で定める当該発生市町村にあるばれいしょ加工施設に生産物を搬入している若しくは搬入する見込みのある市町村において事業を行う場合は、その加工施設に生産物を搬入すること

## 第5 事業実施手続

### 1 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、要綱第5の1の(1)に基づき地域作物支援地区推進事業の事業実施計画（以下「地区推進事業計画」という。）を、別記様式第1号により作成し、北海道農政事務所を經由して政策統括官に提出するものとする。
- (2) 地区推進事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、本要領第5の2の(1)に準じて行うものとする。
  - ア 事業の中止又は廃止
  - イ 補助事業費の3割を超える増減

### 2 事業の承認

- (1) 政策統括官は、要綱別表5のⅢの事業の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、要綱第5の2の地区推進事業計画の承認を行うものとする。

ただし、別に定める地域作物支援地区推進事業公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画書については、当該承認を

受けたものとみなす。

- (2) 政策統括官は、(1)により地区推進事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

### 3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、政策統括官の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、政策統括官に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 政策統括官は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第6 助成

- 1 事業実施主体が、自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の補助の対象としないものとする。
- 2 補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 本事業の助成の対象となる経費は、農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）とする。



4 リース事業者とのリース契約は、原則として一般競争入札によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 本要領第5の2により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

(2) リース契約に係る期間（以下「リース期間」という。）が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）以内であること。

5 リース事業に係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(1)  $\text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1/2$  以内

(2)  $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1/2$  以内

#### 6 助成金の返還

国は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

### 第7 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、要綱第6の1に基づき、事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、毎年度、7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式第4号により北海道農政事務所を經由して政策統括官に報告するものとする。

2 1により報告を受けた政策統括官は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行う等必要な措置を講じるものとする。

### 第8 事業実施結果の評価

#### 1 事業評価の実施

事業実施主体は、要綱第7に基づき、別記様式第6号に定める評価シ-

トにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに北海道農政事務所を経由して政策統括官に報告するものとする。

## 2 政策統括官による事業評価

### (1) 点検評価

ア 1により報告を受けた政策統括官は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 政策統括官は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 政策統括官は、天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 政策統括官から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに北海道農政事務所を経由して政策統括官に報告するものとする。

### (2) 総合評価

政策統括官は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

### (3) 評価結果に基づく指導等

ア 政策統括官は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第7号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 政策統括官は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、公表するものとする。

(別記4)

地区推進補助対象経費

地域作物支援地区推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な品質管理機器（（別記1）国内産いもでん粉高品質化推進事業に限る）、試験・調査備品の経費 ただし、備品の購入はリース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。（ただし、品質管理機器を除く。）	<ul style="list-style-type: none"><li>・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li><li>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</li></ul>
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・切手は物品受払簿で管理すること。</li></ul>
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。</li></ul>

	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費</li> <li>・ CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体</li> <li>・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等</li> </ul>	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	旅費	事業を実施するために必要な技術指導、資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	研修旅費	事業を実施するために必要となる旅費・受講料等の研修費用	・（別記2）種ばれいしよ産地育成支援事業のみ対象とする。
謝金		<p>事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>

賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。</li> </ul>
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・補助金の額の50%未満とすること。</li> <li>・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</li> <li>・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。</li> </ul>
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注2) 補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うこと。ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合は、指名競争入札等を実施することができる。なお、入札が困難又は不適當な場合で、取得価格が50万円以上のものについては、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。